

杜の都 VIP200・100 カードローン (1/2)

平成26年5月1日現在

1. 商 品 名	杜の都 VIP200・VIP100 カードローン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務の方 (2) 満20歳以上65歳未満の勤労者の方 (3) 当金庫の審査基準を満たした方
3. お 使 い み ち	お使いみちはご自由です 但し、事業資金にお使いになることはできません
4. ご融資極度額	100万円、200万円 ※満20歳以上30歳未満の方は、極度額100万円に限定 ※VIP200・100のご利用者で契約から6ヶ月を経過し、一定の条件を満たした方は極度額300万円への増額も可能です
5. ご 利 用 期 間	(1) 3年間（原則自動更新） (2) 満70歳に達した場合、以後の更新はおこないません
6. ご 融 資 利 率	固定金利 年7.00%
7. お持ち頂く書類	本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） ※なお、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります
8. ご 返 済 方 法	定額返済 下記の極度額により返済額が変わります (1) ご融資極度額100万円 毎月10,000円 (2) ご融資極度額200万円 毎月20,000円 ※返済日は、毎月5日となります ※更にいつでも内入可能です
9. 保 証 会 社	必要ありません
10. 保 証 人	必要ありません
11. 担 保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) カード発行手数料 無料 (2) 保証料は必要ありません



杜の都信用金庫

MAJURO HOI MEIYUJYO
DOTO CITY CREDIT UNION

杜の都 VIP200・100カードローン (2/2)

<p>13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>14. そ の 他</p>	<p>ローンカードは、全国の信用金庫、都市銀行、銀行、信用組合、農協、労金、ゆうちょ銀行等、提携金融機関のATMでご利用いただけます</p> <p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p>

